

高等教育の国際的な質保証に関する一考察

—— 国境を超える米国アクレディテーションの分析 ——

佐 藤 仁*

1. 問題の設定¹

(1) 背景

高等教育における国際的な質保証の議論は、高等教育市場のグローバル化、特に越境する高等教育サービスと学生・教職員をめぐる実態への対応という観点から展開される。高等教育サービスに関して言えば、他国の高等教育機関による自国への参入、自国の高等教育機関による他国への参入、二カ国以上の高等教育機関によって提供される多様な学位（ジョイントディグリーやダブルディグリー）の授与といった実態が想定される。こうしたサービスそのものが国境を超える時、その質は誰が保証するのかということが課題として表出する。一方、学生・教職員については、留学生の増加や教職員交流の活発化という状況がある。例えば、ボローニャプロセスに基づく欧州高等教育圏の創設や University Mobility in Asia and the Pacific に代表されるアジア太平洋地域での交流促進といったように、一定の地域間での学生移動が活発に展開されている。その場合、単位互換や編入、さらには進学に伴って教育の質の同等性 (equivalence) の確保をどうするのかという問題に直面する。

* 福岡大学人文学部准教授

こうした実態からその確立が目指される国際的な質保証に対しては、大きく二つの対応が現段階で確認される。一つめが、国家による対応である。大森は、イギリス、オーストラリア、そしてマレーシアを事例に、自国の高等教育機関が国境を超える際の質保証、ならびに他国の高等教育が自国に参入する際の質保証の仕組みをそれぞれの国家の政策の観点から分析をしている²。こうした国家による対応は、当該国家に関わる高等教育の活動を対象とした質保証の取り組みである。二つめが、国際機関やネットワークによる対応である。米澤は、大学や専門職団体による自主的なネットワーク・コンソーシアム、質保証・評価機関によるネットワーク、そして国際機関の三つの行為主体を挙げている³。こうした国家を超えた行為主体による対応は、各国家の取り組みを尊重したうえで、その取り組みを水平的に調整しようとするものである。

しかし、これら二つの対応とは異なる取り組みが、近年、米国のア Kredィテーション (accreditation) 団体によって行われている。それは、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対して、米国のア Kredィテーションを適用するという試みである。これは、上述した二つのどちらの対応にも当てはまらない。なぜなら、一国のシステムの動きという意味において国際的なネットワークによるものではないし、かといって自国（米国）にかかわる高等教育の活動（米国大学の海外分校や国際プログラム、及び米国への参入）を対象にしているわけでもないからである。つまり、一国の質保証システムが他国の高等教育機関を相手に他国で展開するわけであり、米国のア Kredィテーションという質保証システム自体が国境を越えて活動することを意味する。この活動は、高等教育のグローバル化という中で、どのような意味を持つものであろうか。

（2）本稿の目的と意義

本稿は、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する米国のア Kredィテーションの内実及び背景を分析し、その活動の持つ意味を考察する。わが国

において米国のアクレディテーションに関する研究が蓄積されている中、その国際的な活動に着目したものは僅かである。前田は、米国大学の海外分校へのアクレディテーション活動に焦点を当てており、州の設置認可との関係を詳細に解明している⁴。しかし、本稿の分析対象である「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する活動は、射程から外れている。本稿にかかる研究の蓄積が浅いことは、こうした活動が比較的近年に行われているからでもあろう。

しかし一方で、国境を超える米国のアクレディテーションの活動は、すでにわが国の高等教育機関にインパクトを与えている。なぜなら、わが国の高等教育機関の中にも、米国のアクレディテーションを受ける動きが確認されるからである。例えば、慶應義塾大学と名古屋商科大学のビジネススクールは、米国の Association to Advance Collegiate Schools of Business (AACSB) の認定を受けている⁵。また国際基督教大学は、リベラルアーツ教育のアクレディテーションを行っている American Academic for Liberal Education からの認定を受けている⁶。そして広島大学は、教育研究活動の国際標準化の推進に向けた中期計画の具体的な活動として、後述する米国アクレディテーション団体の中部諸州基準協会 (Middle States Commission on Higher Education) による試行プロジェクトへの参加に向けた協議を進めていた⁷。最終的には参加は見送られたが、中部諸州基準協会の関係者を大学に呼び、協議を進める等、積極的な動きを見せていた。このように、わずかではあるが確認される動向は、国際的な質保証をめぐる議論において軽視することはできないと考える。

本稿ではまず、国境を越えて活動する米国のアクレディテーションの現状を概説し、その特質を分析する。周知の通り、米国のアクレディテーションは機関全体を対象とする地域別アクレディテーションと専門分野のプログラムを対象とする専門分野別アクレディテーションに大別される。本稿では、地域別アクレディテーション団体による国際的活動に特に焦点を当てる⁸。次に、具体的な事例として、地域別アクレディテーション団体の一つである中部諸州地区

基準協会を取り上げ、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する認定活動の背景と目的、そして実際に認定を受けた高等教育機関の意図等を分析する。こうした実情を踏まえた上で、国境を越えて活動する米国のアクレディテーションの意味を検討し、その特質を考察していく。

2. 国境を超える米国アクレディテーションの現状

米国アクレディテーション団体の傘組織である Council for Higher Education Accreditation (CHEA) は、アクレディテーション団体の国際的な活動を二つの観点からまとめている。一つは、「米国高等教育機関による国外の活動」を対象としたアクレディテーションである。ここには、米国大学の海外分校・国際プログラム等が含まれる。もう一つは「国外の米国高等教育ではない高等教育機関」に対するアクレディテーションであり、上述した「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する活動に加え、いわゆる米国型大学 (American University of ～と称される大学が多い) への取組も含まれる⁹。

まず、「米国高等教育機関の国外の活動」に対するアクレディテーションの状況を確認すると、活動の範囲が非常に広いことが分かる (表1)。地理的に近い中南米に限らず、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、そしてアフリカまでカバーしている。もちろん、こうした特徴は、それぞれのアクレディテーション団体が活動範囲とする国内地区 (region) にも依存する。つまり、海外分校

表1：米国高等教育機関の国外の活動に対するアクレディテーション

団体名	認定校数	機関所在国・地域数
中部諸州地区基準協会	253	82 (チリ、ベルギー、日本、南アフリカ等)
ニューイングランド地区基準協会	56	41 (バーレーン、ブラジル、インド等)
北中部地区基準協会	192	64 (オーストリア、メキシコ、ウガンダ等)
西部地区基準協会	50	27 (中国、チェコ、日本、スペイン等)

(注) Council for Higher Education Accreditation, *The Condition of Accreditation: U.S. Accreditation in 2009*, CHEA, 2011, p.13、より筆者作成。

や国際プログラムを有している高等教育機関が、アクレディテーション団体の活動地区にどの程度存在し、どこに分校を有しているのか、という点と大きくかかわる。なお、地域別アクレディテーションは、6つに分けられるが、その中で北西部地区基準協会と南部地区基準協会は、国外の米国高等教育機関に対するアクレディテーションは行っていない。

次に、「国外の米国高等教育ではない高等教育機関」に対するアクレディテーションの活動をみると、表2のようになっている。北中部地区基準協会を除く、5つの地域別アクレディテーション団体がアクレディテーションを行っているが、その規模は非常に小さい。しかしながら、過去に比べると、規模は拡大している。CHEAによる2001年の調査では、二つの地域別アクレディテーションしか活動しておらず、認定校の数も11であった¹⁰。こうした活動が拡大する背景については、後に検討するが、CHEA自身も2001年の調査の段階で活動の拡大を予想している¹¹。

またCHEAは、この「国外の米国高等教育ではない高等教育機関」に対するアクレディテーションに関し、2001年に一定の指針を開発している¹²。この指針には、拘束力はなく、あくまでもCHEAからのアドバイスと位置付けら

表2：国外の米国高等教育ではない高等教育機関に対するアクレディテーション

団体名	認定校数	機関所在国・地域
中部諸州地区基準協会	16	カナダ、チリ、中国、フランス、ギリシア、香港、イタリア、レバノン、マレーシア、ルーマニア、ロシア、スペイン、オランダ、アラブ首長国連邦、イギリス
ニューイングランド地区基準協会（職業教育機関を含む）	10	ブルガリア、ギリシア、スペイン、スウェーデン、スイス
北西部地区基準協会	2	カナダ
南部地区基準協会	6	コスタリカ、メキシコ、アラブ首長国連邦
西部地区基準協会	1	メキシコ

(注) Council for Higher Education Accreditation, *The Condition of Accreditation: U.S. Accreditation in 2009*, CHEA, 2011, p.10, より筆者作成。

れている。その内容は、大きく四つの指針から構成されている。一つ目は、活動の際に考慮すべきこととして、組織的な限界が存在すること、アクレディテーションの目的の明確化、質保証にかかる国際的な同意の理解などが挙げられている。二つ目は、活動に期待されることとして、現地の質保証機関と協力すること、大学首脳陣とのコミュニケーション、現地の高等教育に関する理解などがある。三つ目は、特に米国の遠隔教育を他国に輸出する点についての期待として、遠隔教育提供者との協同が求められている。四つ目は、活動の責任であり、アクレディテーション・ミルやディグリー・ミルを避けるために情報を共有すること等が示されている。

こうした状況を踏まえ、本稿で着目する「他国に所在する他国の高等教育機関」に対するアクレディテーションの具体的な仕組みについて、中部諸州地区基準協会を事例に分析する。中部諸州地区基準協会は表1・2で示されているように、量的側面において最大規模の国際的活動を行っている組織である。また、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対するアクレディテーションの試みを2002年からスタートしており、近年の高等教育のグローバル化を背景とした取り組みとして分析する意義を見出すことができる。

3. 中部諸州地区基準協会の取り組み

中部諸州地区基準協会は、デラウェア州、ワシントンD.C.、メリーランド州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ペンシルベニア州の高等教育機関を対象とする地域別アクレディテーション団体である。その国際的活動は、1973年にまで遡ることができ、国外の米国型大学へのアクレディテーション、及び対象地区機関の海外分校や国際プログラムへのアクレディテーションを展開してきた。そして、2002年から試行プロジェクト（pilot project）として、「他国に所在する他国の高等教育機関」を対象としたアクレディテーションを開始

した。

（１）試行プロジェクトの背景と展開

試行プロジェクトの目的は、「自らの基準が米国外の機関にうまく適用できるかどうか、海外で基準を有効に順守させ、それを監督することができるかどうか、そして国際的な評価活動にうまく従事する組織上の潜在可能性を自らが持っているか又は伸ばすことができるかどうかを確認するため」¹³とされている。すなわち、自分たちのアクレディテーションが国外の高等教育機関に通用し、持続的に評価活動を行えるかどうかを見極めるためにある。また、アクレディテーションを受ける国外の機関にとっての利益や貢献を見極めることも挙げられており、様々な側面から「試行」することが目的とされている¹⁴。

そもそも試行プロジェクトを開始した背景には、中部諸州地区基準協会のアクレディテーションを受けている国内高等教育機関の国際化の進展がある¹⁵。これらの機関が他国の高等教育機関と連携する際（交換留学、教職員交流等）に、その相手先の機関やプログラムの質保証が必要となり、その対処をアクレディテーション団体に求めたわけである。それゆえに、この試行プロジェクトへの参加は、中部諸州地区基準協会の会員校と連携している機関に制限され、会員校からの推薦が必要となっている¹⁶。

また、「試行」といっても、アクレディテーションのプロセスや基準は、国内の機関のものとは基本的に変わらない。対象が変わるだけのことである。ただし、書類はすべて英語で準備すること（英語圏以外の機関の場合）や、現地視察員の海外渡航費を負担するといった点での相違はある。結果的に、試行プロジェクトには9機関が参加したが、2007年には新たな申請を取りやめ、プロジェクトは中断している。2011年11月現在、このプロジェクトを通してアクレディテーションを受けている機関を挙げると、アサバスカ大学（カナダ）、オープン大学（イギリス）、ザイード大学（アラブ首長国連邦）、ロンドン・メ

トロポリタン大学（イギリス）、マヨール大学（チリ）、銘伝大学（台湾）となっている¹⁷。

この試行プロジェクトを通して、中部諸州地区基準協会は国外の高等教育機関に対するアクレディテーションの物理的な困難さを指摘している。言語（英語）自体は、それほど大きな障害にはなっていないが、時間や金銭的成本といった点は大きな問題とされた。特に、現地への訪問については、アクレディテーションの正式なプロセス以外にもコンサルティングで現地訪問をすることがあり、その負担は高等教育機関側にも大きい¹⁸。また、アクレディテーションを適用することは、米国における大学の理念や文化を他国の高等教育機関に当てはまめることを意味する。それゆえに、例えば学問の自由（academic freedom）という概念が、その国の高等教育の文脈では理解されがたいものとなり、そうした概念への対応は両者にとっても大きな課題となった¹⁹。

（2）試行プロジェクトに対する大学の見解

この試行プロジェクトについて、アクレディテーションを受ける側はどのような意識を有していたのだろうか。まず、このプロジェクトへの参加の動機として考えられるのは、米国の高等教育機関との関係構築がある。そもそもの発端が、中部諸州地区基準協会の会員校が国外の機関と連携する際の質保証を求めたことにあるように、受ける側の機関もアクレディテーションを通して自らの質を証明することができ、結果的に連携を拡大することができる。具体的には、単位互換がスムーズになるということだけでなく、自らの機関の卒業生が米国の大学院へ進学しやすくなること、また米国の学生にとっての留学先の一つとしてアピールできること、といったメリットを生み出すわけである²⁰。

さらに具体的に参加機関の見解を確認してみよう。まず、2007年にアクレディテーションを受けたイギリスのロンドン・メトロポリタン大学は、アクレディテーションを受けたメリットとして、留学や就職等において学生への後押

しになる点、米国内の著名な大学のグループに加入できた点、そしてこれまでは不可能であった米国大学との連携が可能になる点を挙げている²¹。2010年にアクレディテーションを受けたチリの私立大学であるマヨール大学は、アクレディテーションを受けた目的を「教育のパフォーマンスに関し継続的な改善を保証し、チリ高等教育における地位を高めるとともに差別化を促進すること」²²としている。また、アクレディテーションを受けたことにより、特別な「クラブ」(special “club”)のメンバーになったことを強調し、米国における一流大学との関係構築を促進できる点を指摘している。マヨール大学と同様に2010年にアクレディテーションを受けた台湾の私立大学である銘伝大学は、そのアクレディテーションの目的として、大きく四つの点を挙げている²³。それは、教育の質を保証するため、米国の学生が奨学金を有した状態でアジアに留学することを援助するため、単位互換の手順を簡便にするため、そして労働市場における卒業生の自信を向上させるためである。これにより、大学が世界中に関係を持つことができるだけでなく、グローバルな名声を高めることもできると主張している。さらに、2008年にアクレディテーションを受けたアラブ首長国連邦の国立女子大学であるザイド大学は、アクレディテーションを受けたことが「中東地域における先導的大学としての地位を強調するものであり、世界の主要な大学で見られるような知的要素を有し、それらと同等程度の水準にあることを表している」²⁴と指摘している。また国立大学であるゆえに、高等教育研究科学大臣がアクレディテーションを受けたことを称賛しており、ザイド大学が国際的な基準にあることを示したとしている。

これらの大学の見解からわかることは、米国の大学との関係構築だけではなく、グローバルな市場における一つのステータスとして米国のアクレディテーションの意味を見出しているということである。

4. 国境を超える米国アクレディテーションの意味

以上、米国のアクレディテーション団体が行っている「他国に所在する他国の高等教育機関」に対するアクレディテーションを分析してきた。では、こうした活動の意味を高等教育のグローバル化という文脈においてどう説明できるだろうか。手掛かりとして、この活動に対する批判的見解を確認することから始めたい。

(1) 批判的見解の論点

国境を超える米国のアクレディテーションに対する批判は、活動によって米国の大学の価値観を他国に強制的に押し付けることになるというものである。米国の高等教育研究者であるアルトバック (Philip G. Altbach) は、米国のアクレディテーションが国境を越えて適用されることを「学術的な新植民地主義」(academic neo-colonialism) とし、ある国ではうまく機能するかもしれないが、結果的にはその国のニーズ等を無視して、一定の規範や価値を押し付けて終わる、と批判している²⁵。また、試行プロジェクトの結論として、中部諸州地区基準協会は、アクレディテーションの基準、プロセス、価値が米国の政治的・文化的伝統に基づくゆえに、「文化帝国主義」(cultural imperialism) にはセンシティブでなければならないとしている²⁶。

こうした批判は、果たして国境を超える米国のアクレディテーションに当てはまるものなのだろうか。二宮が検討したように、比較教育学における新植民地主義や従属理論の適用には問題が残されているし²⁷、特にノアとエクスタインによる従属理論への批判にあるように「非常に複雑な現象を単純化しすぎている」²⁸ と言える。またトムリンソンが検討したように、文化帝国主義という言葉には多様な意味が含まれる²⁹。

中部諸州基準協会の事例からわかることは、アクレディテーション団体自体

に国境を越えて活動しようとする積極的意図は最初から存在していないことである。確かに、米国大学自身が他国の高等教育機関と連携を結ぶ際に米国のアクレディテーションを適用させようとする考えはあった。しかし、試行プロジェクトの結果として、中部諸州基準協会は消極的な姿勢を示しているし、他の地域別アクレディテーション団体は国境を越えようとはしていない。こうした政治的・経済的に説明されるような「支配」という意図が見当たらない中では、米国のアクレディテーションを受ける他国の高等教育機関の能動性が、その活動の意味を探る鍵になる。

（２）高等教育機関の能動性

では、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する米国のアクレディテーションの意味について、アクレディテーションを受ける高等教育機関の能動性という観点から考察してみよう。

まず、高等教育機関の能動性が明確になる状況として、中部諸州基準協会の試行プロジェクトへの参加機関が途上国の大学に限られていない点を指摘したい。価値観や文化の支配が可能になる背景には、国家間の差、すなわち先進国と途上国という地政学的な関係性があり、中心と周辺という従属的な考えもそうした文脈が前提となる。アルトバックの意図する「中心」には、言語や研究環境といった点から、少なくともイギリスとカナダは含まれているはずである。そう考えると、やはり米国アクレディテーションによる支配という意図は考えられないし、少なくともイギリスのオープン大学、ロンドン・メトロポリタン大学、そしてカナダのアサバスカ大学が自らの意思とは関係なく押し付けられたとは言えない。

次に、参加機関の目的や背景を検討すると、参加機関の国際戦略が非常に鮮明に打ち出されていることが挙げられる。米国の学生を含め留学生を広く集めるため、米国の一流大学と連携するため、自国の質保証制度では示せない国際

的な基準を満たしていることを表現するため等、グローバルな市場での自らの存在を高めるための道具として、そして一つの大学国際化戦略として米国のアクレディテーションを受けることを利用しているわけである。特に、ザイード大学は、中部諸州基準協会のアクレディテーションの次のステップとして、米国の専門分野別アクレディテーションへの申請を5つの学部・専攻で進めている³⁰。つまり、参加機関は非常に積極的にかつ能動的にアクレディテーションを受けている。

こうした参加機関の能動性という観点からみると、新植民地主義や従属理論は必ずしも国境を超える米国のアクレディテーションの状況や意味を説明するものではない。ただし、トムリンソンは文化帝国主義を近代性の拡張として捉え、文化的押しつけではなく、文化的喪失のプロセスと位置づける³¹。こうしたポストモダニズム的な発想による文化帝国主義からすると、参加機関の能動性ゆえに文化帝国主義が安易に否定されるものではない。むしろ、能動的に自ら選択し、自ら文化を喪失する点について検討を加える必要がある³²。

また、参加機関による「活用」を通して、結果的に米国のアクレディテーションは自らにその意図がなくとも、一つの国際的な基準 (international standard) として機能する可能性を有している。国際的な基準という議論を考えれば、最初に述べた国際的ネットワークの存在が想起される。技術者教育分野のワシントンアコード (Washington Accord) は、加盟国同士の認定方法を相互に認め合うことで、結果として得られる「認定」が加盟国間で実質的に同等性を有することになり、一つの国際的な基準となっている。高等教育全体に関して言えば、International Network of Quality Assurance Agencies (INQAHEE) や OECD/UNESCO によるガイドラインが存在するが、ワシントンアコードのように相互に認定し合うという段階ではないし、質保証の国際的基準として機能しているわけではない。

INQAHEE は、質保証の国際的ネットワーク組織として「包括的になるか、

排他的になるか (inclusive or exclusive)』³³ という議論を展開させているが、米澤が指摘するように当面は「国際レベルの調整作業が機能不全にある状態」³⁴ が続くと考えられる。そうすると、特に自国の質保証制度が未整備である大学にとって、現段階でグローバル市場に進出するには、自国の制度では不十分となる。結果として、国際的にも認知されている質保証制度を自ら受容すること、つまり米国のアクレディテーションを選択することが、国際的に質を保証する一番の近道となるわけである。そうした受容の積み重ねにより、米国のアクレディテーションを受けることが国際的な基準と理解されるようになる。もちろん、こうした事態の進行により、国内の質保証制度の発達が進まなくなることは容易に想像できる。それは、結果的に、高等教育の質保証制度が米国に依存するという「従属的關係」が生じる可能性を示唆するものである。

5. まとめ

以上のように、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する米国のアクレディテーションは、高等教育のグローバル化に対応しようとする高等教育機関によって活用されている。それゆえに、影響力を及ぼそうとするアクレディテーション団体側の意図は薄く、必ずしもそれが「米国流」の押し付けに結び付くわけではない。しかし、結果論として米国のアクレディテーションが一つの国際的基準になる可能性があり、国際的ネットワークに対しての一つのオルタナティブとしての性質を有することも指摘できよう。

そもそも、ヨーロッパやアジアをはじめ世界の多くの国では、高等教育の質保証は国家がその役割を担っており、法令に基づく公的な高等教育制度として機能している。しかし、米国のアクレディテーションは周知の通り、国家（連邦政府・州政府）が行っているものではない。大学自身によるボランティアな組織によって行われており、システムとしてもあくまでもボランティア（制度

自体に強制力はない) なるものである。それゆえに、米国は「アクレディテーションを輸出できる唯一の国」³⁵ となり、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対するアクレディテーションを可能にしている。国際的な舞台上で活動する際の障壁が低いゆえに、アクレディテーションは輸出されるし、他国もそれを輸入できるわけである。

そう考えるならば、上述したように国際的ネットワークが進展せず、相互認定が進まない中では、発展途上国を中心に米国のアクレディテーションへのニーズは高まる可能性がある。また、グローバル市場に積極的に進出したい米国内の高等教育機関にとっても、他国の高等教育機関が米国のアクレディテーションを受けていることは、単位互換や学生・教職員交流の観点から都合の良いものと考えられる。

しかし現実として、地域別アクレディテーション団体のほとんどは、中部諸州地区基準協会のように「他国に所在する他国の高等教育機関」に対して慎重である。また中部諸州基準協会は、試行プロジェクトの一つの結論として、無制限な (unlimited) 活動は避けるべきだとし、その代わりの選択肢として、他国の質保証制度を発達させるのを援助することや、他の米国内の組織と協働して取り組むことを今後の行動計画として提案している³⁶。さらに、INQAAHE に積極的に関わっており、国際的な相互認定の道を模索している。

また、米国のアクレディテーションが他国の高等教育機関の質を保証しきれぬのかという点も根本的課題として指摘しておきたい。中部諸州基準協会からアクレディテーションを受けていたロンドン・メトロポリタン大学は、2012年8月30日、EU域外からの留学生を受け入れるためのライセンスをイギリス国境局 (United Kingdom Border Agency) から剥奪された。その理由は、滞在許可証を持たない留学生が存在したこと、学生の英語力が一定の基準を満たしていなかったこと、学生の出席管理がずさんであったこと等が挙げられている³⁷。明らかに教育の質保証に問題があった大学に対してアクレディテーショ

ンを与えていたことは、米国のアクレディテーションの信用に関わるだけでなく、その活動の限界も示す。上述した CHEA の原則に当てはめるならば、イギリス国内の評価組織等の情報共有やイギリスの高等教育制度や留学生政策への理解といった点に活動の限界があったといえよう。

以上の状況を斟酌すれば、「他国に所在する他国の高等教育機関」に対する米国のアクレディテーションの動きは、当面進展しないことが推測される。しかしながら、高等教育のグローバル化は急速に進んでおり、国境を越える高等教育に対する質保証のニーズはますます高まりを見せている。誰がどのように、そうした高等教育の質を保証するのか。アクレディテーションを唯一輸出できる米国の動向には、今後も注視したい。

註

¹ 本稿は、筆者が日本教育制度学会第 19 回大会課題別セッションⅣ（2011 年 11 月 20 日）において報告した「国境を越える米国のアクレディテーション—その背景と意味—」の原稿に若干の加筆修正を加えたものである。報告についての概要は、『教育制度学研究』第 19 号、2012 年、134-135 頁に掲載されている。なお、本稿のテーマのきっかけは、筆者が広島大学に勤務していた際に、当時の国際担当副学長であった二宮皓先生のご指導の下、本論でも述べた広島大学の活動に関わったことにある。そのような貴重な機会およびご指導をいただいた二宮先生にこの場を借りて御礼申し上げたい。

² 大森不二雄「高等教育の海外進出と国家」塚原修一編著『高等教育市場の国際化』玉川大学出版部、2008 年、131-164 頁。

³ 米澤彰純「国際的な質保証ネットワークと国際機関の活動」塚原修一編著『高等教育市場の国際化』玉川大学出版部、2008 年、214-226 頁。

⁴ 前田早苗「大学の国際的な質保証に関する考察—アメリカにおける 3 州の海外分校の事例を通して—」『大学評価研究』第 4 号、2005 年、49-58 頁。

⁵ 名古屋商科大学の認定を受ける活動については、両角亜希子「名古屋商科大学：国際

認証を通じたグローバル人材の育成』『カレッジマネジメント』第169号、2011年、28-31頁、に詳しい。

⁶ 詳しくは、Steele, M. William 「Assessment at ICU: The 2005 Self Study Report and Accreditation from the AALE」『大学教育学会誌』第28巻、第2号、2006年、45頁、を参照。

⁷ 広島大学『中期目標の達成状況報告書』2008年、100頁。

⁸ 本稿では特に断りのない限り、地域別アクレディテーションを米国のアクレディテーションとして議論していく。なお、専門分野別アクレディテーションによる国際的活動は、地域別アクレディテーションより活発である。特に、領域の国際通用性が高い分野（ビジネス教育や工学教育）では、多くの「他国に所在する他国の高等教育機関」がアクレディテーションを受けている。例えば、ビジネス分野のAACSBは、31カ国・地域の106校を認定しているし、工学教育分野のAccreditation Board for Engineering and Technologyは、13カ国の75校を認定している（Council for Higher Education Accreditation, *The Condition of Accreditation: U.S. Accreditation in 2009*, CHEA, 2011, p. 11.）。

⁹ ここでいう米国型大学とは、米国の州から設置認可を受けた上で国外で運営されている大学のことを指す。そのため、「他国に所在する」が、「他国の高等教育機関」ではないと位置づけられる。例えば、バイルート・アメリカン大学（American University of Beirut）は、ニューヨーク州の設置認可（学位授与権を含む）を受け、レバノン政府からもその学位が認められており、その上で中部諸州基準協会のアクレディテーションを受けている。

¹⁰ Council for Higher Education Accreditation, “International Quality Review and Accreditation: The Role of U.S. Recognized Accrediting Organizations”, *Letter from the President*, CHEA, 2002, p. 2.

¹¹ *Ibid.*, p. 3.

¹² Council for Higher Education Accreditation, *Principles for United States Accreditors Working Internationally: Accreditation of Non-United States Institutions and Programs*, CHEA, 2001.

¹³ More, Jean Avent, *International Accreditation by U.S. Regional Accreditors: Past Experience and Future Directions*, Middle States Commission on Higher Education, 2007, p. 3

(<http://www.msche.org/publications/ABETpaper101607rev.doc>, 2011/11/15)。

¹⁴ Middle States Commission on Higher Education, *Highlights from the Commission's First 90 Years*, MSCHS, 2009, p.13.

¹⁵ Middle States Commission on Higher Education, *CHE Letter*, Spring 2002.

¹⁶ なお、試行プロジェクトを通さなければ、「他国に所在する他国の高等教育機関」はアクレディテーションを受けられないというわけではない。あくまでも、試行プロジェクトではその可能性の検討の重点を置きながら、アクレディテーションが実施されているだけである。

¹⁷ Middle States Commission on Higher Education のホームページより (http://www.msche.org/institutions_directory.asp, 2011/11/16)。

¹⁸ More, *op.cit.*, p.7

¹⁹ *Ibid.*, p.2.

²⁰ Burton, Bollag, “American Accreditors Go Abroad”, *the Chronicle of Higher Education*, September 23, 2005.

²¹ ロンドン・メトロポリタン大学のホームページより (<http://www.londonmet.ac.uk/news/latest-news/london-metropolitan-university-achieves-us-regional-accreditation.cfm>, 2012/3/23)。

²² マヨール大学のホームページより (http://www.umayor.cl/um/en/acreditacion_internacional/, 2011/11/16)。

²³ 銘伝大学のホームページより (http://www1.mcu.edu.tw/Apps/SB/SB_Page.aspx?PageID=9012, 2011/11/16)。

²⁴ 中東のビジネスニュースを提供しているアラブ首長国連邦の AME Info の記事 (*Zayed University Achieves International Accreditation from the Middle States Commission on Higher Education*, June 30, 2008) より (<http://www.ameinfo.com/162048.html>, 2011/11/16)。

²⁵ Burton, *op.cit.* アルトバックは、従属理論に基づき「中心」とされる先進国の大学と、それをモデルとする途上国の「周辺」の大学という二極による国際的な高等教育の構図を「中心—周辺」理論として説明する。そして、こうした構図を維持するための支配的な構造を生み出す先進国の諸政策の文脈から新植民地主義を位置付けている (P.G.

アルトバック著、馬越徹監訳『比較高等教育論』玉川大学出版部、1994年、107-108頁)。

²⁶ More, *op.cit.*, p. 7.

²⁷ 二宮皓「学校に関する比較教育学的研究—従属理論モデル批判を中心として—」『教育学研究』第58巻、第3号、1991年、41-50頁。なお、二宮が示しているように、従属理論と新植民地主義は基本的に同じ状況を説明するものである(同上、42頁)。

²⁸ ハロルド・ノア、マックス・エクスタイン著、松久玲子訳「比較教育学における従属理論—12の教訓—」ユルゲン・シュリーバー編著、馬越徹、今井重孝監訳『比較教育学の理論と方法』東信堂、2000年、186頁。アルトバックの「中心—周辺」理論に対しては、中心諸国と周辺諸国の関係も複雑なものであり、後者が前者によって操作されるという単純な関係ではないと指摘する(同上、184頁)。

²⁹ ジョン・トムリンソン著、片岡信訳『文化帝国主義』青土社、1997年、14-15頁。

³⁰ 具体的には、コミュニケーション・メディア学部、教養学部芸術専攻、教育学部、情報科学部、ビジネス学部である(ザイード大学ホームページ http://www.zu.ac.ae/main/en/_assessment_resource/Accreditation/Specialized%20Accreditation.aspx, 2012/03/26より)。

³¹ トムリンソン、前掲書、338-339頁。

³² この点については、今後の研究課題とし、稿を改めたい。

³³ リチャード・ルイス著、齊藤貴浩訳「講演録：国際的な教育の質の保証の動向—IN-QAAHEの活動を中心に—」『大学評価・学位研究』第3号、2005年、124頁。

³⁴ 米澤、前掲論文、226頁。

³⁵ Burton, *op.cit.*.

³⁶ More, *op.cit.*, p. 7.

³⁷ Grove, Jack, “London Met Banned from Enrolling Overseas Students”, *Times Higher Education*, August 30, 2012 (<http://www.timeshighereducation.co.uk/story.asp?story-code=420993>, 2012/09/10).